

泉南市公告第77号

市民協働推進事業に係る制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により、公告します。

令和6年4月23日

泉南市長 山本 優真

記

1. 事業の名称 泉南市市民まちづくりワークショップ実施業務委託

2. 事業の概要

(1) 事業目的

泉南市（以下「本市」という。）が行う市民協働推進事業に係る各種事業等を民間事業者に委託することにより、事務の効率化を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙2「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで。

3. 参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 単体企業による参加であること。

(2) 公告の日において下記の①または②のいずれかの要件を満たしていること。

① 令和6年度泉南市物品関係入札等参加資格を有しており、その参加資格申請の際の希望業種（第1希望・第2希望は問わない）を、大品目「260. 役務提供」かつ小品目「010. イベント企画」および「100. 各種調査関係」としていること。

② 令和6年度泉南市測量・コンサルタント入札等参加資格を有しており、その参加資格申請の際の国土交通省建設コンサルタント登録制度に都市計画及び地方計画部門で登録があること。

(3) 平成31年4月1日より令和6年3月31日までの直近5年の間に、本業務と同種・同規模の業務委託を1回以上地方公共団体から業務を受託した者で、これらを誠実に履行した実績を有すること。

- ①同種とは市民ワークショップ運営業務および市民意識アンケート調査・分析業務とする。
また、同規模においては、参加者 30 人規模のワークショップ運営かつ 3,000 人規模のアンケート調査・分析業務とする。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 民事再生法第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。)第 17 条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 公告の日から泉南市建設工事指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 泉南市暴力団排除条例(平成 27 年泉南市条例第 27 号)第2条に規定する暴力団、暴力団及び暴力団関係事業者でないこと。

4.入札参加資格申請

- (1) 入札参加希望者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本市の制限付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ① 泉南市制限付一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
 - ② 同種業務実績報告書(様式第2号)
 - ③ ②に係る平成 31 年4月1日から令和6年3月 31 日までの直近5年の間に本業務と同種に関する業務を受託した契約書全部の写し及び完了届(年度単位で履行完了が分かる書類)
 - ④ 質疑回答等の連絡先に関する調書(様式第3号)
 - ⑤ 344 円分の切手を貼付し、宛名を記載した長形3号の封筒(資格審査結果通知用)
- (2) 申請書類等は、本市指定の様式を使用し、提出期間内に持参又は郵便により提出すること。郵送により提出する場合は、記録の残る方法により、提出期間内に必着することを条件とする。また、郵送時には必ず電話で政策推進課まで連絡を行うこと。
- (3) 提出された申請書類等は返却しない。

5. 入札参加資格申請の関係書類及び申請書類提出の期間・場所

- (1) 入札参加希望者は、入札参加資格申請書の関係書類のすべてを下記に示す期間中に本市ホームページからダウンロードして入手すること。

(2) 入札参加希望者は、入札参加資格審査申請に必要な関係書類を下記④提出場所まで郵送または持参にて提出することとし、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

① 交付期間: 令和6年4月23日(火)から令和6年5月15日(水)まで

② 提出期間: 令和6年4月23日(火)から令和6年5月15日(水)午後5時30分必着

③ 提出する封筒の表面には、入札参加者の住所・商号等・代表者名・入札参加申請書在中を明記すること。

④ 送付先(提出場所): 〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 行政経営部 政策推進課 計画推進係 宛

6. 入札参加資格の審査及び通知

(1) 申請書類等を審査した結果については、入札参加資格の有無にかかわらず、入札参加資格確認通知書(資格なしとした場合はその理由を付して)を令和6年5月20日(月)に電子メールにて送信するとともに、速達郵便でも発送する。

7. 仕様書等に関する質疑及び回答

(1) 仕様書等に関する質疑があるときは、質問受付期間内に質疑書(様式第5号)を作成し、電子メールを利用して提出すること。郵送や口頭、電話、電送(ファクシミリ)による質問は受けけない。

① 提出期限: 令和6年4月23日(火)から令和6年5月15日(水)正午まで

② 送信先: 泉南市役所 行政経営部 政策推進課

電子メールアドレス: seisaku@city.sennan.lg.jp

件名は「泉南市市民まちづくりワークショップ実施業務仕様書質疑(商号または名称)」とすること。

(2) 電子メール送信時には電話で政策推進課まで連絡を行うこと。

(3) すべての質疑と回答をとりまとめ一覧表を作成し、令和6年5月20日(月)の午前中に、入札参加資格を有すると認めた申請者全てに対して「質疑回答等の連絡先に関する調書」(様式第3号)に記載している連絡先へ電子メールで一斉送信するとともに、本市ホームページにて公開する。

8. 入札に参加できない者

(1) 本件の入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者。

(2) 本件の入札参加資格確認通知書において参加資格が無いと通知を受けた者。

(3) 入札参加資格確認通知書の交付後、入札までの間に本市の指名停止等を受けた者。

(4) 入札参加辞退届(様式第5号)を提出した者。

9. 入札保証金に関する事項

免除とする。(泉南市財務規則第111条第3号)ただし、落札者が当市指定の期限までに契約を

締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

10. 契約条項を示す場所及び期間

泉南市財務規則(昭和59年泉南市規則第4号)、泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年制定)、泉南市暴力団排除条例(平成27年泉南市条例第27号)等については、本市ホームページを参照すること。

11. 入札方法

- (1) 入札書は「郵便入札について」の記載内容に従い、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、記録の残る方法により、下記の提出期間内に必着することを条件とする。また、郵送時には必ず電話で政策推進課まで連絡を行うこと。
- (2) 入札書の提出期間は令和6年5月21日(火)から令和6年5月29日(水)までの午前9時から午後5時30分までおよび令和6年5月30日(木)は午後4時00分までとする。
(持参する場合は、土、日および正午から午後1時までを除く)
- (3) 入札書の提出場所は5.(2)④に記載の場所に同じ。
- (4) 入札回数は3回を限度とし、2回目および3回目の入札を執行する場合は別途通知する。
- (5) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本入札については、最低制限価格を設けない。
- (7) 本入札において、参加を辞退した者または無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

12. 予定価格の公表(事後公表)

落札者決定後に公表する。

13. 入札の日時及び場所

- (1) 入札執行日: 令和6年5月30日(木)午後4時30分
- (2) 開札場所: 泉南市樽井1丁目1番1号
泉南市役所 2階 行政経営部 政策推進課

14. 落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
抽選を実施する場合は、速やかに当該入札参加者へ連絡して実施日を調整の上行う。
- (3) 市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留することができる。

16.入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札要領において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において、入札に参加する資格のない者が提出した入札は無効とする。
- (3) 提出期限に遅れた者が提出した入札は無効とする。

17.入札の中止

入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

18.契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし泉南市財務規則第127条各号に該当する場合は免除とする。

19.契約の締結

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後、指定した日(令和6年6月7日(金)を予定)までに契約を締結しなければならない。期間内に契約を締結しない場合は、落札者としての権利を失う。

20.支払条件

業務完了後、本市検査員による検査を受検の上、合格した後、契約者からの請求により一括で支払う。ただし市長が必要と認めるときは、契約締結日以降、泉南市財務規則第133条に従い実績に応じて支払う。

21.その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、泉南市財務規則、入札要領等を遵守すること。
- (2) 本入札で使用する言語は、日本語、通貨を円とする。
- (3) 本入札に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

22.問合せ先

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
泉南市役所 行政経営部 政策推進課 計画推進係 (本館2階)
電話:072-483-0004(直通)/電子メール seisaku@city.sennan.lg.jp

郵便入札について

郵便入札(郵送による入札書の提出を指示した入札をいう。)への入札参加を希望される方は、入札要領を熟読の上、参加してください。郵送方法は特に指定いたしません。入札書は入札執行日時までに政策推進課に必着となります。遅着した入札書は無効となりますのでご注意ください。(ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めます。)

●入札書の提出方法

1、提出書類

- ・入札書 (入札書用封筒に封かん)
- ・入札要領 (必要事項を記入の上、押印すること)

2、郵送先

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
 泉南市役所行政経営部政策推進課 計画推進係

3、入札書等の提出方法

(1) 入札書用封筒の作成方法について

入札書用封筒には入札書を入れ、糊付けしてください。

封筒の表面には件名・入札者の住所・商号又は名称・代表者名、入札書在中と記載してください。(縦書き横書きどちらでも結構です。)

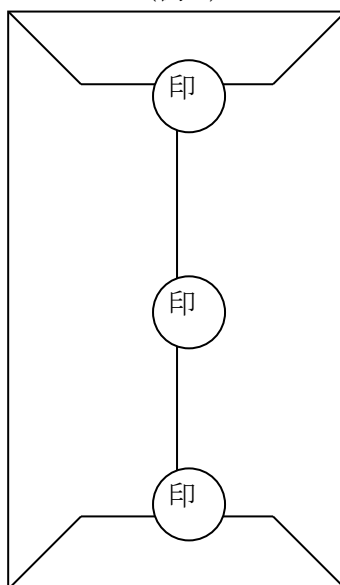
封筒の裏面の継ぎ目3箇所を使用印を押印してください。

入札書用封筒・表

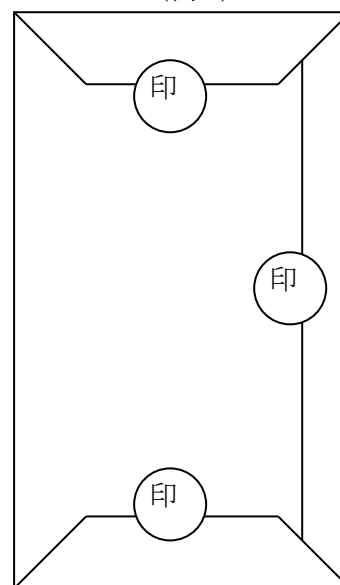
| |
|--------------|
| 泉南市長 様 |
| 件名 ○○○○ |
| 入札書在中 |
| 住所 ○○○○ |
| 商号 ○○○○ |
| 代表者○○○○ |

入札書用封筒・裏

(例1)



(例2)



(2) 外封筒の作成方法について

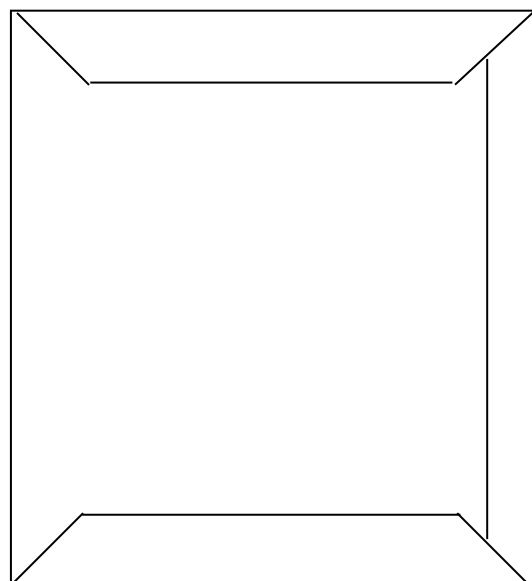
外封筒には入札書（入札書用封筒に封かんしたもの）、入札要領を入れ、封かんし郵送してください。

外封筒の表面に件名・入札者の住所・商号又は名称・代表者名、入札書在中と記載してください。

外封筒・表

| |
|-----------------|
| 〒590-0592 |
| 泉南市樽井一丁目1番1号 |
| 泉南市役所行政経営部政策推進課 |
| 計画推進係 行 |
| 件名 ○○○○ |
| 入札書在中 |
| 住所 ○○○○ |
| 商号 ○○○○ |
| 代表者○○○○ |

外封筒・裏



●開札について

- ・開札は入札書提出期限を入札執行日時とし、開札場所にて開札を行います。
- ・郵便入札のため開札の立会いは不要です。

●開札の立会いについて

- ・開札の立会いを希望される場合は、前日までに政策推進課までご連絡ください。
- ・開札立会い希望者が代理人の場合は、当日委任状をご持参ください。